

情報通信業基本調査

1. 調査の概要

■ 調査の目的

情報通信業基本調査は、日本標準産業分類大分類G「情報通信業」に属する企業の活動実態を明らかにし、情報通信業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

■ 調査の沿革

【調査開始年】

平成22年開始（2010年）

【調査の沿革】

現在、情報通信産業は全産業の名目国内生産額の1割を構成し、経済成長の約3割を牽引するなど、我が国産業において大きなウェイトを占める一方で、当該産業の統計整備が遅れているとの指摘を受けている。例えば、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月閣議決定）においては、「複数府省の所管にまたがるサービス活動に係る統計は、分散型統計機構の下で、個々の業種毎にいわばモザイク上に整備されているとの問題点が指摘されて久しい」とされ、「高度化する情報通信サービスの実態は、府省の垣根を超えた新たな統計を作成することで網羅的に把握する必要があることから、情報通信サービスに関する統計の整備を図る」ことが求められている。

このような背景を踏まえ、総務省及び経済産業省両省連携のもと、情報通信業に属する企業の活動に係る統計の実態を明らかにし、行政施策に必要なデータの取得、研究資料等の提供等を目的として、情報通信業基本調査を実施することとなった。

■ 調査の根拠法令

統計法

■ 調査の対象

【地域】全国

【単位】企業

【属性】

日本標準産業分類大分類G「情報通信業」に属する企業

【調査対象数】

延べ約11,000社（平成24年調査）

■ 抽出方法

標本調査

【選定】有意抽出

【抽出方法】

(1) 電気通信業

当該事業を行っている企業のうち以下を対象とする。

- ・登録電気通信事業者 しっ皆
- ・届出電気通信事業者 資本金額又は出資金額 3,000 万円以上の企業

(2) 放送業

当該事業を行っている企業のうち以下を対象とする。

- ・民間放送事業者 しっ皆
- ・有線テレビジョン放送事業者 有線テレビジョンの放送事業者のうち、資本金額又は出資金額 3,000 万円以上の企業

(3) テレビジョン番組制作業、ラジオ番組制作業

当該事業を行っている企業 しっ皆

(4) インターネット附随サービス業

当該事業を行っている企業のうち、資本金額又は出資金額 3,000 万円以上の企業

(5) 情報サービス業

当該事業に属する事業所を有する企業のうち、資本金額又は出資金額 3,000 万円以上の企業

(6) 映像・音声・文字情報制作業（テレビジョン番組制作業、ラジオ番組制作業を除く）

当該事業に属する事業所を有する企業のうち、資本金額又は出資金額 3,000 万円以上の企業

■ 調査の時期

【調査周期】毎年

【調査期日】3月31日

【実施期日】5月中旬～7月中旬の間に調査

■ 調査の方法

【調査経路】

総務省－民間事業者－報告者

経済産業省－民間事業者－報告者

【配布方法】 郵送、オンライン

【収集方法】 郵送、オンライン

■ 民間委託の状況

【民間委託の有無】 有

■ 統計の利活用の状況

情報通信業の振興施策の企画・立案のための基礎資料、情報通信白書、中小企業白書、通商白書等での利用分析等に活用される。

■ 調査の担当

(調査票①、調査票②、調査票③、調査票④について)

総務省情報通信国際戦略局情報通信経済室

(調査票①、調査票④、調査票⑤、調査票⑥について)

経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室